

申し合わせ事項の改正について

平成 22 年 5 月 27 日

副学長（キャンパス計画室長） 内藤 廣

趣旨

- ・要綱の改正や組織改編に合わせて、それらと馴染む内容にキャンパス計画室ないしキャンパス委員会の「申し合わせ事項」を改正すべきである。
- ・そのため、キャンパス計画室規則第 2 条の任務として、下記申し合わせ事項の改正を提案するものである。

概要

| 現在の「申し合わせ事項」 | 対応 | 理由 | 頁 |
|---|----|---|---|
| 基幹建物の設計者の選定について | 廃止 | 現在、施設設計者の選定プロセスにおける透明性・公正性の確保は、発注者として重大な責務となっており、キャンパス計画委員会の下に行われてきた設計者選定の意思表示については、建設コンサルタント選定委員会における選定プロセスの透明性・公正性の一層の向上のために廃止する。 | 2 |
| 各地区キャンパスにおける主要建物の新增築計画に関するキャンパス計画室の役割について | 改正 | 各キャンパスの「キャンパス再開発・利用計画要綱」の改正に合わせて、これに対応する内容とすること、並びに字句の整理を行うことに伴い、所要の改正を行う。 | 3 |
| 暫定施設の整備に関する申し合わせ | 改正 | 各キャンパスの「キャンパス再開発・利用計画要綱」の改正に合わせて、これに対応する内容とすることに伴い、所要の改正を行う。 | 5 |
| 文化財としての価値を有する建造物の選定等に関する申し合わせ | 改正 | 各キャンパスの「キャンパス再開発・利用計画要綱」の改正に合わせて、これに対応する内容とすること、並びに「文化財としての価値を有する建造物の指定を見直す期間」の適正化、また字句の整理を行うことに伴い、所要の改正を行う。 | 7 |

1. 基幹建物の設計者の選定について

(1) 改正理由

- ・現在、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月）」の中で発注者の責務が規定されているなど、施設設計者の選定プロセスにおける透明性・公正性の確保は、発注者として重大な責務となっている。
- ・キャンパス計画委員会の下に行われてきた設計者選定の意思表示については、建設コンサルタント委員会における選定プロセスの透明性・公正性の一層の向上のために廃止する。
- ・なお、現在、施設設計プロポーザル等の選定は、建設コンサルタント選定委員会によって行っているが、このたびの要綱改正案において、その委員構成について新たに提案がなされている。

【経緯】

平成 8 年 3 月 19 日

平成 11 年 3 月 16 日 改正

平成 14 年 7 月 12 日 改正

東京大学キャンパス委員会承認

(2) 改正内容

| 現行 | 改正 |
|---|-----------|
| <p>本委員会は、各地区キャンパスの整備において基幹となるべき建物の設計者の選定は、東京大学キャンパス計画委員会規則第 3 条第 5 号にいう「施設に関する重要事項」に含まれるとの理解のもとに、施設の性質、位置、規模、他への波及性等に鑑み特に必要と認めるときは、適当な設計者につき審議し、その意見を表明することとする。</p> <p>そのため、委員長は、キャンパス計画室に原案の作成およびこれに必要な調査を付託することができるものとする。</p> <p>急速を要し、前二項の手続きによる暇がないときは、委員長は、キャンパス計画室長の管理の下にワーキンググループを設置して、設計者選考のための審議を行わせ、その審議結果をもって第 1 項の意見に代えることができる。</p> | <p>廃止</p> |

2. 各地区キャンパスにおける主要建物の新增築計画に関するキャンパス計画室の役割について

(1) 改正理由

- ・各キャンパスの「キャンパス再開発・利用計画要綱」の改正に合わせて、これに対応する内容とすること、並びに字句の整理を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

【経緯】

平成 6 年 1 月 13 日

平成 14 年 7 月 12 日 改正

キャンパス計画室

(2) 改正内容

| 現行 | 改正 |
|--|---|
| <p>東京大学は、教育研究の展開の場としてのキャンパスについて、いわゆる「3極構造」の構築と、それぞれの「極」の効率的かつ秩序ある利用のあり方に関する各種のルールを定め、またその実施のための体制の整備を行なってきたが、この中で、特にキャンパス計画室は、東京大学キャンパス計画委員会規則第7条、東京大学キャンパス計画室規則第2条等に見られるように、枢要な役割を果たすことを期待されている。</p> <p>今後、各地区のキャンパス再開発・利用に関する基本計画及びそれに基づく整備計画等が策定され、建設が進められることになるが、その際（建物群によって生み出される外部空間は大学全体の共有物である）との観点に立ち、大学の叡智を結集しつつ慎重に個々の建物の計画及び設計・監理を続けて行かない限り、美と調和を備えた快適なキャンパスの実現は不可能であるといわなければならない。</p> <p>この趣旨から、キャンパス計画室はその責任の重大性に鑑みて、今後、次のような原則に従いつつ、その任務を果たすものとする。</p> | <p><u>キャンパス計画室はその責任の重大性に鑑みて、「建物群によって生み出される外部空間は大学全体の共有物である」との観点に立ち、今後、次のような原則に従いつつ、その任務を果たすものとする。</u></p> |
| 現行 | 改正 |

(1) 各地区部会で承認を受けるべき「実施計画」及び「建築計画」(本郷地区キャンパス再開発・利用計画要綱 第3・第4項及びこれに相応する他地区キャンパス再開発・利用計画要綱の規定参照)の立案に際しては、計画建物の用途・位置・構造・建築面積・延面積等の基本的事項、主要階の平面図、立面図(透視図または模型を以って代えることができる。)及び断面図、並びに全体の仕上げ仕様についての報告を受け、慎重に検討するものとする。

(2) 計画されている位置、規模等の点において、各地区の利用計画の基本に関わると認められる主要建物の基本設計、実施設計及び監理は、キャンパス計画室の助言のもとに施設部において行なう。実施設計の全部又は一部を民間に委託する場合にも、同様とする。

(3) キャンパス計画室は前2項の業務を遂行するに当たっては、予算の執行等に関する国の制度の趣旨に即し、適切かつ迅速に対処するものとする。

了解事項

(2) に従い、キャンパス計画室が「助言」を与えた建築について設計者名を建築ジャーナリズム等に公表する際には、設計・監理者を「東京大学キャンパス計画室(担当者名)・同施設部」と表示する。但し、実施設計を他に委託した場合には、その名を加えることができる。

(1) 「キャンパス計画要綱の運用指針」に定められた事業立案段階ないしその他の段階における確認を行う際、計画建物の用途・位置・構造・建築面積・延面積等の基本的事項、主要階の平面図、立面図(透視図または模型を以って代えることができる。)及び断面図、並びに全体の仕上げ仕様、容積率や建物高さの規制などの法令遵守状況等、必要な情報を当該施設の担当部局に求め、慎重に検討するものとする。

(2) 計画されている位置、規模等の点において、各地区の利用計画の基本に関わると認められる主要建物の基本設計、実施設計及び監理は、キャンパス計画室の助言のもとに施設部において行なう。実施設計の全部又は一部を民間に委託する場合にも、同様とする。

(3) キャンパス計画室は前2項の業務を遂行するに当たっては、予算の執行等に関する国の制度の趣旨に即し、適切かつ迅速に対処するものとする。

了解事項

(2) に従い、キャンパス計画室が「助言」を与えた建築について設計者名を建築ジャーナリズム等に公表する際には、設計・監理者を「東京大学キャンパス計画室(担当者名)・同施設部」と表示する。但し、実施設計を他に委託した場合には、その名を加えることができる。

3. 暫定施設の整備に関する申し合わせ

(1) 改正理由

・各キャンパスの「キャンパス再開発・利用計画要綱」の改正に合わせて、これに対応する内容とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

【経緯】

平成 11 年 11 月 19 日

平成 14 年 7 月 12 日 改正

キャンパス計画室

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p>各地区キャンパス再開発・利用計画概要等の長期計画に基づく各キャンパス内各地域の整備が実施されるまでの間において、本学または各部局における教育研究その他の業務上緊急に必要とされる施設であって、暫定的な使用を予定するもの(以下、「暫定施設という」)については、長期計画の実施に実質的な支障を来さないと認められる限り、以下に定めるところにより、必要最小規模の建物を建築する等の整備を行うことができる。</p> <p>1. 暫定施設を整備するにあたっては、財源措置、配置計画または建築計画等につき立案または折衝を始める前に、相当期間の猶予を置いてキャンパス計画室に諮り、その助言、了承を得るものとする。ただし、ごく小規模の施設にあつては、この限りではない。 前項の了承が得られた暫定施設の整備については、当該地区部会にその概要を報告するものとする。</p> <p>2. 災害時等緊急やむを得ないときは、1 の規定にかかわらず、キャンパス計画室長の承認のもとに、応急的な暫定施設の整備を行うことができる。 前項の場合においては、事後に、キャンパス計画室および当該地区部会にその概要を報告するものとする。</p> | <p>各地区キャンパス整備計画概要等の長期計画に基づく各キャンパス内各地域の整備が実施されるまでの間において、本学または各部局における教育研究その他の業務上緊急に必要とされる施設であって、暫定的な使用を予定するもの(以下、「暫定施設という」)については、長期計画の実施に実質的な支障を来さないと認められる限り、以下に定めるところにより、必要最小規模の建物を建築する等の整備を行うことができる。</p> <p>1. 暫定施設を整備するにあたっては、財源措置、配置計画または建築計画等につき立案または折衝を始める前に、相当期間の猶予を置いてキャンパス計画室に諮り、その助言、了承を得るものとする。ただし、ごく小規模の施設にあつては、この限りではない。 前項の了承が得られた暫定施設の整備については、当該地区部会にその概要を報告するものとする。</p> <p>2. 災害時等緊急やむを得ないときは、1 の規定にかかわらず、キャンパス計画室長の承認のもとに、応急的な暫定施設の整備を行うことができる。 前項の場合においては、事後に、キャンパス計画室および当該地区部会にその概要を報告するものとする。</p> |

| 現行 | 現行 |
|--|--|
| <p>3 . 暫定施設は、当初予定された使用期間が満了し、またはその使用目的が消滅したときは、速やかにこれを撤去するものとする。ただし、当該使用部局または他の部局等においてその施設の使用を必要とする特別の理由があるときは、長期計画の実施に実質的な支障を来さないと認められる限度で、引き続きこれを使用することができる。</p> <p>前項ただし書の場合においては、2 に定めるところに準じ、キャンパス計画室の了承を得、当該地区部会に報告するものとする。</p> <p>了解事項</p> <p>1)暫定施設についての財源措置または整備の実施にあたる学内の担当者等は、この申し合わせの趣旨を踏まえ、各部局等より出された当該施設の計画について、その検討ないし所要の手続き等を開始する前に、 1 に規定するキャンパス計画室の助言、了承を受けていることを確認するものとする。</p> <p>2)当面の間、1 に規定する「ごく小規模の施設」とは、当該施設の水平面の投影面積が 10 m²を越えず、かつ使用期間が1年以内のものとする。</p> <p>3)各地区キャンパス再開発・利用計画要綱の「実施手続」2 に当たることが明らかな場合はもとより、各地区キャンパス整備計画概要の内容またはその実施に影響を及ぼす疑いがあるときは、各地区部会に諮り、同概要との抵触の有無につき審査・確認を求めるものとする。</p> <p>4)2 の了承を与えるにあつては、当該地域における教育研究活動や自然環境等への影響の有無・程度にも十分配慮し、適宜必要な調整を行うものとする。</p> | <p>3 . 暫定施設は、当初予定された使用期間が満了し、またはその使用目的が消滅したときは、速やかにこれを撤去するものとする。ただし、当該使用部局または他の部局等においてその施設の使用を必要とする特別の理由があるときは、長期計画の実施に実質的な支障を来さないと認められる限度で、引き続きこれを使用することができる。</p> <p>前項ただし書の場合においては、2 に定めるところに準じ、キャンパス計画室の了承を得、当該地区部会に報告するものとする。</p> <p>了解事項</p> <p>1)暫定施設についての財源措置または整備の実施にあたる学内の担当者等は、この申し合わせの趣旨を踏まえ、各部局等より出された当該施設の計画について、その検討ないし所要の手続き等を開始する前に、 1 に規定するキャンパス計画室の助言、了承を受けていることを確認するものとする。</p> <p>2)当面の間、1 に規定する「ごく小規模の施設」とは、当該施設の水平面の投影面積が 10 m²を越えず、かつ使用期間が1年以内のものとする。</p> <p>3)各地区キャンパス整備計画概要の内容またはその実施に影響を及ぼす疑いがあるときは、各地区部会に諮り、同概要との抵触の有無につき審査・確認を求めるものとする。</p> <p>4)2 の了承を与えるにあつては、当該地域における教育研究活動や自然環境等への影響の有無・程度にも十分配慮し、適宜必要な調整を行うものとする。</p> |

4. 文化財としての価値を有する建造物の選定等に関する申し合わせ

(1) 改正理由

・各キャンパスの「キャンパス再開発・利用計画要綱」の改正に合わせて、これに対応する内容とすること、並びに「文化財としての価値を有する建造物の指定を見直す期間」の適正化、また字句の整理を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

【経緯】

平成 10 年 8 月 1 日

キャンパス計画室

(2) 改正内容

| 現行 | 改正 |
|--|--|
| <p>1 (目的)</p> <p>この申し合わせは、文化財としての価値を有する建物、工作物等及びそれらの部分(以下、建造物という。)及びそのうち文化財保護法に基づく登録文化財候補となるべき建造物の選定基準、選定手続及び選定後の学内措置について定める。</p> <p>2 (選定基準)</p> <p>(1) 東京大学の建造物のうち、概ね 50 年以上を経過し、かつ、文化財としての価値を有するものを第一次選定建造物とする。</p> <p>(2) 第一次選定建造物のうち、文化財として際だった価値があり、かつ、将来にわたって活用する見込みがあるものを第二次選定建造物(登録文化財候補建造物)とする。</p> <p>3 (選定手続)</p> <p>(1) 第一次選定建造物の指定は、キャンパス計画室長の委嘱する専門家がこれを行う。</p> <p>(2) 第二次選定建造物の指定は、キャンパス計画室が原案を作成し、関</p> | <p>1 (目的)</p> <p>この申し合わせは、文化財としての価値を有する建物、工作物等及びそれらの部分(以下、建造物という。)及びそのうち文化財保護法に基づく登録文化財候補となるべき建造物の選定基準、選定手続及び選定後の学内措置について定める。</p> <p>2 (選定基準)</p> <p>(1) 東京大学の建造物のうち、概ね 50 年以上を経過し、かつ、文化財としての価値を有するものを第一次選定建造物とする。</p> <p>(2) 第一次選定建造物のうち、文化財として際だった価値があり、かつ、将来にわたって活用する見込みがあるものを第二次選定建造物(登録文化財候補建造物)とする。</p> <p>3 (選定手続)</p> <p>(1) 第一次選定建造物の指定は、キャンパス計画室長の委嘱する専門家がこれを行う。</p> <p>(2) 第二次選定建造物の指定は、キャンパス計画室が原案を作成し、関</p> |

係部局との調整の上、キャンパス委員会に提案し、その決定により行う。当該建造物が所在するキャンパス等について整備委員会が置かれているときは、その議を経た上で、キャンパス委員会に提案するものとする。

(3) 総長は、第二次選定建造物とする旨キャンパス委員会が決定したときは、当該建造物につき、所用の手續をとるものとする。

(4)(1) 及び(2)の指定は、原則として、5年ごとに見直すものとする。

4 (学内措置)

(1) 各部局は、その所管する第一次選定建造物(第二次選定建造物、登録文化財申請対象建造物及び登録文化財である建造物を除く。)について現状を大きく変更する場合には、事前にキャンパス計画室に通知するものとする。

(2) 各部局は、その所管する第二次選定建造物(登録文化財である建造物を除く。)について現状を大きく変更しようとするときは、事前にキャンパス計画室と協議をするものとする。キャンパス計画室は、必要に応じ、助言を行うものとする。また、各部局は、同建造物については、それが選定された特徴を有する部分を可能な範囲で一般に公開することに努めるものとする。

(3) 各部局は、登録文化財である建造物については、(2)に定める措置に加え、文化財保護法に従い、その保存及び活用を図らなければならない。

係部局との調整の上、地区部会に提案し、その決定により行う。

(3) 総長は、第二次選定建造物とする旨地区部会が決定したときは、当該建造物につき、所用の手續をとるものとする。

(4)(1) 及び(2)の指定は、原則として、15年ごとに見直すものとする。

4 (学内措置)

(1) 各部局は、その所管する第一次選定建造物、第二次選定建造物(登録文化財である建造物を除く。)について現状を大きく変更する場合には、各キャンパスのキャンパス計画要綱とその運用指針に従い、事前にキャンパス計画室による確認を受けることとする。

(2) 各部局は、その所管する第二次選定建造物(登録文化財である建造物を除く。)については、それが選定された特徴を有する部分を可能な範囲で一般に公開することに努めるものとする。

(3) 各部局は、登録文化財である建造物については、(1)(2)に定める措置に加え、文化財保護法に従い、その保存及び活用を図らなければならない。